

中央大学法科大学院教授 佐藤信行

法学者から見た巡回監査と書面添付の法的意義

■とき…令和元年10月18日(金)

(敬称略)

I はじめに——書面添付制度の基本構造

予防法務の観点で巡回監査を再評価すべき

本日は、「法学者から見た巡回監査と書面添付の法的意義」というテーマについてお話しします。

法律家の業務で極めて重要なもの一つに予防法務があります。紛争が発生しないよう、前もって国民あるいは依頼人、市民の権利を擁護するために、法的な措置を講じる活動です。

その予防法務の観点から見て、税理士の皆さんが実践している書面添付あるいはその前提としての巡回監査は、一定の法的な価値がある重要なものであり、きちんとした評価軸をもって、その価値を再評価すべきであるということが、私の従前からの法解釈、主張です。

本日は、この点について順を追ってご説明したいと思います。

書面添付制度関連条文とその法律効果

まず、書面添付制度の基本構造を確認します。この制度は税理士法で定められています。国税通則法ではなく、税理士法にあることがミソです。税理士法33条の2に定めている添付書類を提出した場合に、同法35条1項および2項に認められる法律効果が発生します。このことを総称して書面添付制度と呼んでいます。

法定書面を提出しますと、それに対して何らかの法律効果が発生します。また、これに関連する制度として、税理士法30条書面（税務代理権限証書）を提出した

税理士について認められる同法34条および35条3項の効果もセットになっていると言えます。

具体的にどのような効果が発生するのかを図表1（26頁）にまとめました。

表の中段の二つ35条1項と2項から説明します。1項に基づき、33条の2第1項又は2項の書面を提出すると、それに対して課税庁があらかじめ日時場所を通して帳簿書類を調査しようとする際に、33条の2書面に記載された事項に関し、意見を述べる機会が税理士に付与されます。更正を行う場合にも35条2項に基づき、同じように意見を述べる機会が付与されます。これが狭義の書面添付制度です。もう少し意味を拡張すると、表の一番上に34条の法律効果を定めている部分があります。30条の税務代理権限証書を提出すると、課税庁があらかじめ日時場所を通知して帳簿書類を調査しようとする



◎佐藤信行(さとうのぶゆき)氏

1985年中央大学法学部卒業後、同大学院法学研究科博士後期課程を満期退学し、釧路公立大学経済学部助教授等を経て、2006年から現職。現在、中央大学クレセント・アカデミー所長、日本カナダ学会会長、比較法学会理事等。博士(法学・中央大学)。

ときに、納税者だけでなく、税理士にも調査の日時場所を通知することが義務付けられるという制度です。

それから35条3項があります。これは課税庁が租税についての審査請求に係る事案についての調査を行おうとするときに、30条に定める書面を提出している税理士に対して意見を述べる機会を付与するものです。

この四つから成るのが、広義の書面添付制度です。制度の中心にあるのが、表の中央二つ。その上下を加えて広い意味での書面添付制度と言えます。

課税庁が重視する事務運営指針等

次に書面添付制度を課税庁がどういうルールで運用しているのかについて説明します。これについては「法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について(事務運営指針)」(平成21年4月1日、平成22年6月11日改正、平成24年12月19日改正)等が発出されています。事前通知や調査終了の際の手続等、現行法の運用上の取り扱いが明確化されたこと

から、書面添付制度の下での税理士を、手続的権利の擁護者としてきちんと取り扱うという方向性が示されています。

具体的には35条1項に定める事前通知予定日の1〜2週間前までに、30条書面を提出した税理士に対して意見聴取を行う旨を口頭(電話)で通知する。その上で意見聴取日時、方法を取り決める。意見聴取は、事前通知予定日の前日までに原則として税務署で実施する。調査に移行しない場合は、原則として書面で税理士等に通知をする。日程調整等は口頭で伝えても、調査に移行しない場合は、原則は書面だけでよく、調査に移行する場合は、納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し、口頭(電話)で意見聴取結果と、「調査に移行する」旨の連絡を行うことになっています。

以上のような書面添付の課税庁側の取り扱いのルールと法律の条文をセットで考えると、税理士が事前に意見を述べることによって、「調査に移行しない」との結論が得られれば、納税者の負担軽減という「直接的成果」が得られることとなります。

しかし、私は、この制度をこのような「狭い」意味で理解すべきでなく、もう

図表1 書面添付制度関連条文とその法律効果

法律効果を定める規定	法律要件となる書面の規定	課税庁が行おうとする行為	課税庁において必要な手続・法律効果
34条	30条	あらかじめ日時場所を通知して帳簿書類を調査	あわせて 30 税理士* に対しその調査の日時場所を通知
35条1項	30条+ 33条の2	あらかじめ日時場所を通知して帳簿書類を調査(無予告調査は対象外)	当該通知をする前に、 30 税理士* に対し、33条の2書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を付与
35条2項	33条の2	更正	33 税理士* に対し、更正の基因となる事実に関し意見を述べる機会を付与
35条3項	30条	租税についての不服申立てに係る事案について調査	30 税理士* に対し当該事案に関し意見を述べる機会を付与

※ 30 税理士：30 条書面を提出した税理士

※ 33 税理士：33 条の 2 書面を提出した税理士

少し広く法的な権利保障の観点から rule of law (法の支配) や due process of law

(法の適正手続) のための道具という広い視点で考えるべきだと思います。

II 税理士業務と due process of law (法の適正手続)

rule of law (法の支配) の内容

そこで、ここからは due process of law (法の適正手続) と、税理士の皆さんの仕事という話に移りたいと思います。まず前提として rule of law (法の支配) とは一体何かという点を考えます。

と」です。全ての人に対して平等に裁判による権利保障が認められるという考え方です。

rule of law という考え方は、日本法の

第二は「法違反なしに処罰等の不利益を被らないこと」。時の国家権力に反対するという立場を採っただけで、法に違反していなくても不利益を被ることは rule of law に反します。

根底にある基本的な価値観と言ってよいのですが、日本法は rule of law、法の支配に基づいているのだとの条文はどこにもありません。日本国憲法を見ても、この文言は出ていません。しかし、それは日本法の母法の一つであるイギリス法に根拠を求めることができます。

第三に「裁判所の判断集積による法形成」。長い歴史の中、裁判所が個別具体的事件処理で積み上げた英知たる判例法が法の中心にある、との考え方です。この点は制定法主義の日本では異なります。そして、この三つの要素に加えて due process of law (法の適正手続) がこの中に含まれていると考えられています。

その定義には諸説ありますが、19世紀にイギリスの公法学者ダイシー (Albert Venn Dicey) が次の三つの主要な要素を指摘しています。

1) rule of law は、rule of man (人の

第一は「全ての人が法の下に平等であり、通常の司法裁判所の裁判に服するこ

支配。権力者の恣意的支配を認める) や rule by law (法治主義。権力者の恣意を「法という形式」を用いさせることで統制しようとするが、内容を問わないので

恣意が残る)を否定するという考え方は、つまり、法の支配とは、正義に合う法によって、権力者をも統制しようとする考え方ということが出来ます。

起源の「ハンプトDr. Bonham's Case

rule of lawの起源ですが、1610年にイギリスで既にこの考え方が裁判所の判決によって示されています。「Dr. Bonham's Case」と呼ばれる事件 (Thomas Bonham v. College of Physicians, 8 Co. Rep. 114(1610)) です。

この事件では、ロンドン医師会に、自らの権利を守るために裁判を行うことができるという特権を与えた国王特許が争われ、その効力が否定されました。この判決には、手続の重要性という考えが含まれています。つまり裁判という手続において、裁判官は中立的な第三者であるがゆえに、判決を書く適格性がある。裁判手続において、当事者であると同時に、裁判官であるという地位を得た人が出てきたら、その手続は正義にかなうものではなく、国王といえどもそのような特許を与えられないと判断されたのです。

この考え方が、due process of law(法

の適正手続)という考え方の基本を作っていくこととなります。

アメリカや日本は、このDr. Bonham's Caseの考え方をそのまま引き継ぎました。日本国憲法に反する法を国会が制定した場合に、憲法違反であることを理由に、裁判所がそれを否定することができるという違憲審査制度は、まさしくこの考え方に基づいています。また国会が定めた法律に反する行政立法を、課税庁が行えば、その行政立法は法律違反として効力が否定されますが、それは法の形式的効力論から導かれるのみならず、民主制に支えられた法を法執行段階で歪めることが許さないという実質的な意味も有しているのです。

日本国憲法にみる適正手続条項

次に、due process of law(法の適正手続)について説明します。

日本国憲法における「法の適正手続」を定める中心条文は、31条「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」です。

これは、アメリカ合衆国憲法の第5修

正及び第14修正に由来しています。この両条には、「何人もdue process of lawなくして、その生命、自由または財産を奪われない」と規定されています。

この憲法31条に関する通説は、本条には次の3点が含まれているとされています。

- ① 法律で定められた手続が適正 (due) であること。

- ② 実体規定も法律で定められるべきこと。
- ③ 法律で定められた実体規定も適正 (due) であること。

ここで重要なのは、法律で定める手続のあり方です。ただ単に手続を法律で決めればいいのではなく、適正な (due) 手続でなければならぬとされているのです。

では、その適正さとは何なのか。税務手続でいえば、納税者が、課税庁側が主張する納税の根拠に対して事実誤認がある、あるいは根拠法解釈は間違っているということを適切なタイミングで主張することができるということです。間違った課税をして企業を倒産させても、後で税金を返せば、それでよしとはいえません。法律の定める手続によらなければ生命、自由、財産その他の刑罰を科せられないというときの「手続の適切さ」とい

うのは、ここに取れんされるのです。つまり、政府による法執行は、「結果良ければ全てよし」ではないことがポイントと言えます。

適正手続の背景にある考え方

このことは、憲法の中にもう少し具体的に書かれています。たとえば、刑事裁判に関する条文のうち、38条に「何人も、自己に不利な供述を強要されない」という条文があります。一般に黙秘権と呼ばれる権利の根拠条文です。それから、第2項には「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない」。続く3項には「何人も、自己に不利な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない」。つまり、自白だけでは駄目である。他の証拠がなければ刑罰は課せられないと言っています。

もうひとつは35条「何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収す

る物を明示する令状がなければ、侵されない」です。条文中の33条は現行犯逮捕のことです。

この35条の考え方に違法収集証拠排除法則があります。証拠の収集手続が違法である場合、公判手続の事実認定におい

Ⅲ 行政活動 due process of law

行政手続 due process of law

では、刑事手続を中心に発達してきた due process of law (法の適正手続) という考え方が、行政手続にも及ぶのかという問題に移ります。特に税理士の皆さんの専門である税務行政との関係でどのようにこれを評価すべきかについて述べたいと思います。この点に関しては、憲法

に直接書かれていません。もう一度憲法の条文を確認しますと、31条、35条、38条等に適正手続に関連する規定がありますが、31条が一般規定といえます。

先に示した条文そのものを見ると、刑事手続、刑罰のみ念頭にある狭い意味の条文のようにも見えます。一般行政手続、通常の課税、納税、徴税手続など、国税

て、当該証拠の証拠能力を否定するといふ刑事訴訟上の法理です。

このようにして、「手続」に高い価値を認め、それが遵守されない場合、実体に影響を与えることもやむを得ないとする手続重視が認められていると言えます。

犯則外の手続において、適正手続というものが問われ得るかについて、この条文から直ちに答えが出てきません。そこでこの問題は、裁判で争われるということになりました。

その代表的なものが「川崎民商事件」最高裁判決（1972年）です。結論は、35条、38条については行政手続にも及ぶのであって、刑事手続ではないという理由で、適正手続の考え方が無視されてよいとは言えない、というものでした。

ただ、裁判所の判例による法形成にも限界があります。判例法でこの部分の行政手続にも適正手続保障が及ぶ、適正手続は税務行政に関わりがあるのだと確認されたとしても、具体的な手続要件全体が定まるとはいえないからです。

行政手続法

そこで考え出されたのが、行政手続法です。同法により、1993年に行政手続法について一般的なルールが定められました。その後、数次の改正が行われ、2014年の改正では、36条の2（行政指導の中止等の求め）が追加されることにより、行政指導の中止を求めるということができるという明確な規定が置かれたのです。

行政指導は、行政処分と違い強制力がありません。形式的にいえば、お願いです。しかし、実際には、行政庁側が相手側に「ハイ」と言うまでお願いをし続けるのです。結局は行政処分を経ないで行政目的が達成される形になっています。

ところが、これは手続の保障という観点から見ると、非常に不透明なものなのです。行政指導というお願いに対して任意に従った形を取ると、裁判を起しても、「だって最後に従ったのはそちらでしょ」となります。これでは駄目だということで、2014年の改正では、行政指導に相手が従わないと言った場合に、「いつまでも行政指導を続けてはいけません。行政指導には限界があるのです」と法律の中に定めたのです。

国税通則法 *Adue process of law*

ただ、この行政手続法は、あくまで一般的なルールです。個別法特別法において別の手続が定められているときには、そちらが優先します。

税務行政に関しては、国税通則法という別の手続的ルールが存在するがゆえに、一般的な行政手続法の適用が排除される



という考え方が採られています。国税通則法は、行政手続法よりもはるか前からあり、元々は、いわば課税側の業務マニュアルとして作られたものです。そのため、権利保障の発想がそれほど強くありませんでした。法改正によって、少しずつ権利保障の要素が付け加えられていったのです。

その観点から見た場合、重要な法発展と位置付けられるのが、2011年改正です。具体的には「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」によって74条の9に導入された *adue process* 型の税務過程です。

ただ、この法改正がなされた後においても、いわゆる「駄目だし」の指摘がなされたことは指摘しておくべきでしょう。その一つは、2017年に日本弁護士連合会（日弁連）が国税庁長官に対して提出した「税務調査における適正手続保障に関する要請書」です。要請の趣旨は「税務に関する調査においては、『行政指導』に名を借りて、納税義務者に対する事前通知や調査終了に伴う更正すべき場合の説明責任を回避してはならず、2011年に改正された国税通則法で定められた

IV due processの担い手としての税理士

巡回監査に基づく事実の立証

適正手続を潜脱することはあつてはならない」ということです。具体的には「平成〇年分所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書の見直し・確認について」「所得税（及び復興特別所得税）の確定申告についてのお尋ね」と題する書面は、「国税の調査」に該当する可能性を払拭できず、これら文書に基づく指導の運用に際しては、上記国税通則法改正の趣旨に反しないよう留意すべきであるとしています。

実はこれは2回目の文書です。1回目の文書は2015年の「税務調査の手続要件を回避する税務行政に関する要望書」です。この文書が出て、その2年後にもう1回、ほぼ同じ趣旨の文章が出ました。つまり、日弁連からすると、2年前に要望書を出したにもかかわらず、改めてくれないので2年後にもう一度言った、ということなのです。

このように、国税通則法の中にdue processという考え方が入ってきてはいるのですが、それは必ずしも運用段階で十分ではないのではないかという指摘がなお存在しています。

そこで重要になってくるのが、まさしく税理士の皆さんの役割、業務です。

本来トラブルは起こらないに越したことはない。紛争は予防したほうがいい。

これが予防法務の考え方ですが、企業においては日常的に法律問題が起こり得るので、予防法務を採り入れることが重要であるとの認識が拡大してきました。

この点に関連していえば、実は、税理士、とりわけTKC会員の皆さんは、巡回監査という非常に優れた仕組みをお持ちなのです。先ほどの手続的正義との関係で申しますと結局、最終的に課税庁と納税者の間で、争いが生じた場合、そこでの論点は二つあります。つまり、あらゆる法律問題は、事実認定と法の解釈適用問題から構成されます。ここで法の解釈適用問題は、正直、回避不能です。納税者側が考える税法解釈と、課税庁側の考える税法解釈がぶつかってしまったら、最終的には国税不服審査、さらに税務訴訟で、裁判所によって決着をつけてもらう以外の解決策はありません。

問題は事実認定です。たとえば、税理

士の皆さんが納税者から相談を受けると、いろいろな話が出てきます。その中には税法解釈にとって必要な事実と、そうでない事実が混然一体として存在しています。その中で、これは必要な事実で、これは必要な事実ではないということを整理していく。裸の事実から税務要件事実を整理すること、これが事実認定です。その積み重ねによって、確定申告書類や添付書類ができていくのです。

しかし時には、課税庁側が事実認定のレベルでそんな事実はない。あるいはその事実が本当はないのに、書類上ねつ造されているのだらうという主張をしていくことがあります。このとき、後付けで作成された書類やバックデートされた書類では、事実認定の基礎として不十分であることは皆さん方よくご存じのとおりです。そこで、手続的な観点から、権利を守ることが、一番重要となります。

たとえば、「必要経費が嵩み今年は赤字でした」という申告に対し、バックデートによってねつ造された書類が後から挿入されており、結果的にそれが必要経



費を膨らませているとして、課税庁から否認されるといふ単純な案件を考えます。そこで問題となってくるのは法の解釈適用ではなく、事実認定そのものです。では、その事実を、どのようにして争い、「バックデイトではない」と言い得るのでしょうか。納税者がただ「違う」と言っても駄目なのです。これを担保するの

が、まさしく税理士の皆さんのような専門家の関与なのです。

事実認定に必要な書類がある時点で存在していたことを証明するには、公証役場へ出向き、確定日付をもらってくるということが考えられます。弁護士事務所などでは、日常的に行われていることです。ところが、たとえば中小企業や個人事業者は、日常的な法務を扱ってくれる法務部門や弁護士を置いていませんから、届いた書類に確定日付を取ることがほとんど行われていないという現実があります。そうした中でトラブルが生じた場合、事後的に関与することになる弁護士は、事実の証明そのものに苦慮することも珍しくありません。何か起こった後の関与には限界があるのです。

これに対して、税理士の仕事においては、日常的に関与先との間で情報交換をし、同時に巡回監査の仕組みを使って事実を確定し続け、それらの事実を、添付書面の中で表明することができます。巡回監査が月に1回行われる。その月々の定期的な書類のチェックによって、この事実を支える証拠書類は、ある段階で間違いなくあったということを確定していくことができます。

では添付書面に一体何を書くのか。ここで重要なのは、繰り返しになりますが、紛争というものには、事実認定と法の解釈の両面で生じる、ということです。

法の解釈は、いくらでも自由に解釈でき、最終的に裁判することで決着をつけるしかありません。しかし、事実問題については、争うだけの基盤というものを争う側が前もって準備しておかなくてはなりません。そして、税務に関してそれを提供できるのは、法律と会計の専門家である税理士だと考えられるのです。それは素人にはできないのです。

たとえば、世間話の中にも、税金計算につながる要素がいくらでも含まれています。それをどうやって抽出し、記録しておくかということが、非常に重要です。素人は何が要件事実であり、何が重要事実であるか分かりません。それを分かっているのが専門家です。話を聞いて、どの情報が重要なかを振り分ける。これを日常的な経済活動のプロセスの中で行うとともに、万が一紛争となったときには、プロセス全体に係る事情をよく知る者として関与することもできる。税理士の皆さん方は、このような極めて特徴的な地位をお持ちなのです。

国税通則法にみよdue process of lawへの契機

税理士の皆さんが法律、会計両方の専門家として取り組んでいる活動は、経済活動のプロセス全体に係るものです。そのため経済活動に対する最終的な納税、場合によっては国税不服審査、税務訴訟という全体に関与することもできる基礎を備えています。

このとき、紛争のいわば出口のところで使う法廷陳述権も大切な権限ですが、手続的権利保障という点から重要なのは、税務調査の事前通知を受領できること、あるいは税務調査の立ち会いができること、あるいはその前提として事実に関する記録を、きちんとコントロール・保全することに積極的に関与できるということです。

国税通則法は2011年の改正を契機として、due process型に変わりつつありますが、その結果、納税者と税理士の間には税務代理権限証書の提出を通じて、due processの担い手としての税理士の役割が、新たに追加されたと言うこともできます。換言すれば、国税通則法と税理士法が相まって、納税者の手続的権利というものを保障しているのです。

こうした法改正については、税理士業界の要望に応じて、税理士に特権・権益を与えたといったような「批判」がなされることがあります。

しかし私は、そのようにこれらの条文を解釈してはならず、解釈させてもいけないと考えます。これらの条文の本来的な意味・価値は、納税者の手続権利について、専門家としての税理士の皆さんがこれを保証する役割を担うということなのです。そう考えるならば、このような仕組みは今後、どんどん拡充させていくことが必要なのです。

税理士法にみよdue process of lawへの契機

税理士法1条には、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」と定められています。

飯塚毅博士の「税金は1円の過不足もなく正しく払う」というお考え、租税正義という言葉がありますが、社会を維持するために、税というものは非常に重要

な仕組みです。そこには、税は取られるものではなくて、きちんと納めるべきものなのだという認識が伴うわけですが、この「きちんと納める」ということは、法に定められた適正手続に従って、公平に定められた実体法上の義務を果たすということに収れんするものなのです。

ところが、その内の適正な手続の観点を、誰によって担保するのが、今まで非常に弱かったことは否めません。

それが現行法では、2条あるいは2条の2という新しい条文により、「税務代理、税務書類の作成、税務相談、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務、法廷陳述」という形で税理士の皆さんの職務として規定されました。ここで言う「税務書類の作成」「会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務」は、単なる事務手続を定めているわけではありません。

税理士の皆さんが納税者を、事実について、適正手続の観点から、きちんとした記録作成を担保しつつ、万が一争うようなことになったときには争う、という形で専門家としてサポートする。私は、そのような法解釈展開の契機がここにあるのだと理解しています。

V おわりに——書面添付制度と巡回監査の法的意義の再考

国税庁と日本税理士会連合会の説明

書面添付制度の法的意義について、国税庁のサイト (<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/kentou/kai/02.htm>) に次の説明があります。「書面添付制度は税理士の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化を図るために従来の制度が拡張されたものである。書面添付制度は、税務の専門家である税理士に対して付与された権利の一つである」。

また、日本税理士会連合会のサイト (<https://www.nichizeiren.or.jp/tax-account/document/>) を見ますと、書面添付制度について次のように書かれています。「そもそも、税理士の権利というけれど、具体的にどんな効果があるのだろう。たとえば(略)意見聴取で疑問点が解消した場合など、結果的に実地調査の省略もあり得る」「書面添付に取り組めば、我々も申告書の作成に、より意識を傾注するようになり顧客の信頼度や事務所全体の業務水準も違ってくる」「この制度を充分理解して大いに活用し、申告

納税制度のもと税理士の権利の一つとして拡充定着することを心から願いたい」。

国税庁及び日本税理士会連合会の説明には、共通の特徴があります。それは、税理士の権利の拡充という視点で文章がまとめられている点です。その理解は決して間違いではありません。しかし、私は「もう少し踏み込みませんか」と言いたいのです。

手続的権利保障の視点を

書面添付制度によって、「事前に」税理士が関与する機会が確保されています。その意味において税理士の権利です。他方で、行政公定解釈によると、税務調査について相手方に対して「あらかじめ日時、場所を通知する」こと自体は、税務行政手続の必須の義務ではありません(国税通則法74条の10)。結果、税理士の事前に関与する機会が失われる場合もあります。

あるいは、先ほどの日弁連要請のように行政指導による事実上の税務調査が行

われているとの指摘もあります。

書面添付制度を「税理士の権利の拡大である。これによって顧客の信頼を確保して業務水準を上げましょう」との理解に留まらず、納税者の適正手続保障制度の一部として理解し、活用していくことが必要になってくると考えます。

そこで重要なのは、添付される書面自体が実体的真実に基づいており、かつ、手続的適正を保障されたものであることです。これが欠けている「書面」は、課税庁から見れば、全く意味がないだけでなく、適正な課税を阻害するものとなります。

ここに「巡回監査」の意義が出てきます。巡回監査によって爾後の改ざんがなされていないことを担保することが重要となります。

これにより、単なる添付書類を、手続的に納税者の権利を確保できる書類に変えること。そこに税理士の皆さんの専門家としての新しい職務、かつ社会からの期待があると考えます。

ぜひご一緒に手続的権利保障に取り組んでいきましょう。ご清聴ありがとうございます。

(構成/TKC出版 石原 学)